

みどりあふれるまちづくり

みどりが映え、花が彩るまちづくりは、市民一人ひとりが、生き物であるみどりの素晴らしさを感じ取り、大切にしようと思うこと、そしてその思いをもってみどりを育て、広げようと行動することにより実現します。

保存樹保護事業

地域住民に親しまれている貴重なみどりを保全し、次世代につないでいくために、条件に合致する樹木を、保存樹として指定しています。

指定本数：68本（令和8年3月末現在）

樹木の種類：クスノキ、イチョウ、イヌマキなど



みどりの自由研究

樹木（葉）の観察を通して、自然を身近に感じ、佐賀のみどりに愛着を持ってもらうことを目的として、小学生を対象に緑化学習を実施しています。

開催日：7月24日、7月25日

内容：葉っぱでアート

（活動の様子）



市民による環境緑化活動

自治会や子ども会等による緑化活動に対して、樹木や花、土などの緑化資材を配布し、支援しています。

配布団体数：延べ336団体

樹木：364本 / 花苗：104,938苗 / 球根：15,180球 / 種：16kg



▲植樹（三瀬）



▲植樹（嘉瀬）



▲花植え（富士）

公共施設における環境緑化活動

市内の公共施設（小・中学校、幼稚園・保育園、高等学校、公民館など）に年に2回花苗を配布しています。

配布箇所：春 225箇所、秋 220箇所 花苗：50,624苗



みどりあふれるまちづくり

市民ボランティアによる環境緑化活動

花とみどりのまちづくりリーダー（緑化ボランティア）とパークメイト（公園サポーター）の皆さんのおかげで、公園や花壇はいつもきれいです。

花とみどりのまちづくりリーダーの活動

パークメイトの活動

→土づくり



→花植え



→剪定作業



→除草作業



→市立図書館南



→アバンセ南



→樹木への施肥



→花植



→市役所北



→市役所前公園



→道具の使い方講習



→落葉堆肥づくり



市有林の健全な育成

佐賀市の総面積の約 41 %を占める森林は、林産材の生産の場だけでなく、地球温暖化の防止など、貴重な「みどりの資源」です。この資源を守るため、森林の循環利用を推進し、適切な森林整備に努めています。

【令和7年度】

植林実施面積： 8.24 ha

下刈実施面積： 10.91 ha、 間伐実施面積： 2.21 ha



〔写真〕 間伐前



〔写真〕 間伐後

公共工事調整

自然環境懇話会

佐賀市には絶滅が心配されている生き物が数多く生息しています。これらの生き物を守るためには、少なくとも現在の環境をできる限り保つ必要があります。

本市では自然環境に配慮した公共工事の実施を目的に平成11年度から自然環境懇話会を設置し、動植物の専門家から意見をいただいています。現地調査の結果や専門家の意見を参考に、生き物や生息環境への影響が少ない工法を取り入れるよう、工事担当課と調整を図っています。

生き物に配慮した工事例



工事予定地に絶滅が心配されている生き物があれば、工事の影響がない場所に移します。



護岸に隙間ができるようにブロックを敷設すると、そこが生き物の隠れ家になります。



河床に石を並べ、生き物の隠れ家を造ります。

また、川の流れに変化を造ります。



木柵前面に栗石を敷設し、生き物の隠れ家を造ります。

外来生物への対策

外来種について

外来種とは国内外を問わず、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物のことです。

その外来種のうち、外来生物（海外起源のもの）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定された外来生物を特定外来生物と呼んでいます。

◆外来種が引き起こす問題

外来種は在来種よりも繁殖力が強く、急速に生息域を拡大するため、次のような問題が起きています。

- ・在来種が食べられて数が減ってしまう
- ・在来種の生息環境と餌が奪われる
- ・在来種と交雑して雑種ができる
- ・農作物が食べられてしまう

◆法令等による規制

『外来生物法』で「特定外来生物」として指定された生物は飼育・栽培・生きたままの運搬・保管・輸入・野外への放出・譲渡を禁止しています。

加えて佐賀県では『佐賀県環境の保全と創造に関する条例』で、「移入規制種」に指定された生物は、野外に放つことや、植栽、捕獲・採集後のキャッチアンドリリースなどが禁止されています。

佐賀市内で確認される外来種

外来種は私たちの身近なところ生息しており、佐賀市内では次のようなものが確認されています。特に市民生活への被害の大きい生物については対策を行っています。

植物

- ・オオキンケイギク
- ・ナガエツルノゲイトウ
- ・ブラジルチメグサ …など

魚類

- ・オオクチバス
- ・ブルーギル
- ・カダヤシ …など

爬虫類

- ・ミシシippアカミミガメ …など

哺乳類

- ・アライグマ …など

【アライグマ】



●被害

住宅への侵入や作物への被害

●対策

罠を貸し出し捕獲

●令和7年度 捕獲頭数
322頭

【ナガエツルノゲイトウ(水草)】



●被害

水路での繁茂による農業等への影響

●対策

繁茂箇所での除去

東よか干潟 ラムサール条約湿地賢明利用の推進

ラムサール条約湿地「東よか干潟」

東よか干潟は、佐賀市南部の有明海の北岸に位置する泥干潟です。クロツラヘラサギ、ズグロカモメ、ツクシガモなどの絶滅危惧種を含む水鳥類の国内有数の渡りの中継地、越冬地となっており、特にシギ・チドリ類の飛来数は日本一を誇ります。

海岸の展望台からは、広大な干潟が一望でき、国内最大のシチメンソウの群生が広がっています。引き潮時には有明海特有のムツゴロウや無数のカニ類などが観察できます。

平成27年5月、東よか干潟は国際的に重要な湿地としてラムサール条約湿地に登録されました。



ラムサール条約湿地登録の意義

条約登録により、多くの人々が干潟に目を向け、その価値や保全について再認識する機会になります。

また、環境教育の場や観光資源としての活用はもとより、ラムサール条約という世界的なブランドの様々な産業への活用により、地域振興へとつなげる取り組みも進められています。

「東よか干潟」における取組

ラムサール条約では取組みの基盤となる3つの柱として、湿地の「保全・再生」と「ワイズユース（賢明な利用）」、そしてこれらを支え、促進する「交流・学習（CEPA）」を掲げています。

東よか干潟においても、この3つの柱を軸に、関係団体等と連携しながら、各種取組を進めています。

ラムサール条約3つの理念



◎「保全・再生」の主な取組み

- ・干潟の底生生物調査の実施
- ・シチメンソウの保全活動
- ・海岸漂着物の回収・処分など

◎「賢明な利用」（ワイズユース）の主な取組み

- ・観光への利用
- ・シギの恩返し米プロジェクトの推進など

◎「交流・学習」の主な取組み

- ・小中学校の環境学習の場としての活用
- ・東よか干潟ボランティアガイドの育成など

東よか干潟ビジターセンターの管理・運営

「東よか干潟ビジターセンター ひがさす」は、東よか干潟の自然環境及び生物多様性の保全を推進するとともに、持続可能な利用による地域の活性化を図るための拠点施設です。

館内は大きく交流スペース・展示室・展望フロアで構成されており、東よか干潟の魅力を天候に左右されず楽しむことができます。

◎コンセプト：「東よか干潟の自然環境を保全し、その価値や魅力を未来につなげる」

◎場 所：佐賀市東与賀町大字田中2757番地4（干潟よか公園西側）

◎開館時間：9：00～17：00

◎休 館 日：月曜日（祝日の場合は翌平日、）年末年始

◎入 館 料：無料

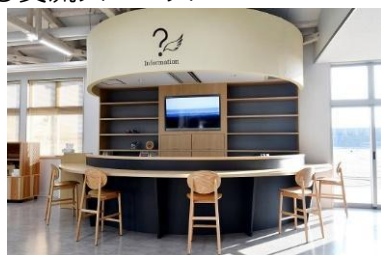
【令和7年度実績】

来館者数： 84,703人

ガイド利用者数： 8,606人



◎交流スペース

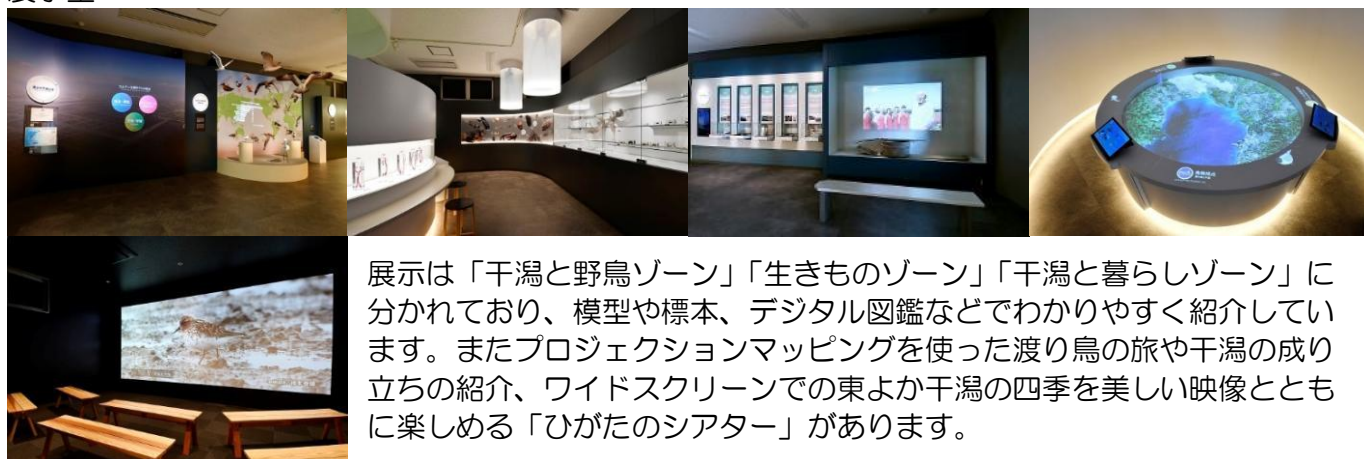


インフォメーションコーナーでは、刻々と変化する有明海や干潟の風景をリアルタイムで見ることができます。



館内には環境への配慮のため地中熱エネルギーを利用した空調システムを使っています。モニターでは省エネ効果を確認することができます。

◎展示室



展示は「干潟と野鳥ゾーン」「生きもののゾーン」「干潟と暮らしゾーン」に分かれており、模型や標本、デジタル図鑑などでわかりやすく紹介しています。またプロジェクションマッピングを使った渡り鳥の旅や干潟の成り立ちの紹介、ワイドスクリーンでの東よか干潟の四季を美しい映像とともに楽しめる「ひがたのシアター」があります。

◎展望フロア



高さ13メートルの展望フロアからは、東よか干潟や佐賀平野の田園風景など360度のパノラマを、天候を気にせず楽しむことができます。

